令和6年4月 山口県環境生活部環境政策課

ボイラーの規模要件に関する改正について

「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」が令和4年10月1日に施行され、ボイラーの規模要件が改正されました。

改正の内容と留意事項については、以下のとおりです。

改正の内容

- (1)「伝熱面積」の規模要件を撤廃
- (2)「バーナーの燃料の燃焼能力」から「燃料の燃焼能力」に改正 (バーナーの有無にかかわらず、公平な規制にするため)

大気汚染防止法施行令 別表第1 第1の項ボイラー

改正前	改正後
環境省令で定めるところにより算定した伝熱 面積が10平方メートル以上であるか、又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時 間当たり50リットル以上であること	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50 リットル以上であること

バーナーの燃料の燃焼能力(L/h)



燃料の燃焼能力(L/h)



留意事項

- ・「伝熱面積が10平方メートル以上」で「燃料の燃焼能力が重油換算で1時間当たり50リットル 未満」のボイラーは、ばい煙発生施設ではなくなり、規制対象外になりました。
- ・規制対象外となったボイラーについては、大気汚染防止法に基づく使用廃止届出書の提出 等の手続きは不要です。また、毎年行う「ばい煙発生施設等実態調査」については、令和5年 度調査(令和4年度実績)まで対象とし、令和6年度調査(令和5年度実績)からは調査対象外 となります。

(参考)

山口県HP「ボイラーの規模要件に係る改正について(大気汚染防止法)」 https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/38/152027.html